

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県土地利用審査会条例		
条 例 番 号	昭和 49 年神奈川県条例第 54 号	法 規 集	第 12 編第 1 章
所 管 部 局 室 課	政策部土地水資源対策課		
条 例 の 概 要	国土利用計画法第 39 条第 10 項の規定に基づき、神奈川県土地利用審査会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	国土利用計画法第 39 条第 1 項の規定により、都道府県に置くこととされている神奈川県土地利用審査会について、同条第 10 項の規定に基づき、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	審査会は、知事が土地取引の事後届出に対して勧告する場合や注視区域を指定・解除する場合に意見を述べることを目的に設置されたものであり、公正な土地利用の推進を図る上で、有効に機能している。	審査会開催実績 平成 16 年度 1 回 平成 17 年度 1 回 平成 18 年度 1 回 平成 19 年度 1 回 平成 20 年度 1 回
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	審査会の委員は、国土利用計画法第 39 条第 3 項及び第 4 項により、土地利用、地価その他の土地に関する事項について優れた経験と知識を有する者等、計 7 名で構成されており、効率的な審議が行われている。	委員構成 法律実務、不動産鑑定、自然環境保全、都市計画、農業、林業、行政実務の各分野から全 7 名で構成。
	基本方針適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか）</small>	神奈川力構想の基本方針である「次の世代に引き継げる持続可能な県土づくり」を推進するために必要な条例であり、県政の基本的な方針に適合している。また、会議は原則公開としており、「行政システム改革基本方針」及び「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」にも適合している。	
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	国土利用計画法第 39 条第 10 項に基づき、審査会に関し必要な事項を定めているものであり、憲法、法令に抵触しない。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由 現行条例の運用上の課題は認められず、現時点では改正・廃止の必要はない。	特 記 事 項
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)